

## 「空き家等の適正管理に関する条例」パブリックコメント募集の実施結果について

水俣市空き家等の適正管理に関する条例（案）の概要に対するご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

パブリックコメントにより、お寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

### 1) 意見募集期間

平成25年1月9日（水）から2月1日（金）まで

### 2) 意見の提出人数と件数

意見提出者数 1人

意見件数 1件

意見への対応

- ・ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの 0件
- ・今後の事業の参考とするもの 0件
- ・ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みのもの 1件
- ・その他 0件

### 3) 意見の内容及び市の考え方

番号	項目	意見	市の考え方	意見対応
1	(助言又は指導) 市は、「危険な状態等」又は管理不全な状態にある空き家等の所有者等に対して、改善措置を行うよう助言又は指導を行うことができます。	危険な状態等だけでなく管理不全な状態にある空き家等の所有者等に対しても助言又は指導ができないと条例制定の意味がないのではないのでしょうか。	「危険な状態等」には、「危険な状態」及び「管理不全な状態」が含まれますので、管理不全な状態にある空き家等の所有者等に対しても助言又は指導ができます。	案に盛り込み済み

### 4) 意見募集の対象とした案

水俣市空き家等の適正管理に関する条例（案）の概要 (DOC 34KB)